

千葉市新規就農希望者研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意欲的な新規就農希望者(市内で農業経営を希望する者をいう。以下同じ。)に対し、農業の技術及び経営方法の習得のための研修(以下「研修」という。)を実施することにより、円滑な就農の推進を図ることを目的とする。

(研修生)

第2条 研修の対象となる者は、市内在住及び在住見込(翌年の3月31日までに本市に転入できる者。)で次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 新規就農希望者で研修の申込みをした日における年齢が18歳以上61歳以下の者であること。
- (2) 研修修了後、直ちに市内で農業経営を開始する者であること。
- (3) 農家子弟にあつては、農業経営を引継がず独立して農業経営を希望する者であること。
- (4) 研修期間中、通所可能な者
- (5) 市町村税の未納がない者
- (6) その他、市長が適当と認める者

(研修内容)

第3条 研修は、基礎研修、農家研修及び実地研修とする。

- 2 基礎研修は、農業技術に関する講義及び実習並びに農業機械技術に関する講義及び実習とし、農家及び市長が認める者を講師として、千葉市農政センターその他市長が適当と認める場所で行う。
- 3 農家研修は、経営及び生産技術の研修とし、研修生の受入れについて、新規就農研修生受入農家登録台帳に登録された農家のうちから、市長が指定する農家で行う。
- 4 実地研修は、就農を予定する農地で農家及び市の指導のもと、自ら経営や生産技術を習得するための研修を行う。

(研修期間)

第4条 研修期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 基礎研修 3月の研修計画で定める期間
- (2) 農家研修 12月の研修計画で定める期間
- (3) 実地研修 12月の研修計画で定める期間

2 前項の規定にかかわらず、研修を実施する場合において、市長が適当と認める者は、前条第2項及び前項第1号に定める基礎研修を免除することができる。

(研修生の募集)

第5条 研修生の募集は、市政だよりへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

(研修申込手続)

第6条 研修希望者は、新規就農希望者研修申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申し込むものとする。

- (1) 履歴書 (様式第2号)
- (2) 質問票 (様式第3号)
- (3) 作文 (様式第4号)
- (4) 意向調書 (様式第5号)

(研修生の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類による第一次選考及び面接による第二次選考を経て研修生を決定し、選考結果通知書により通知するものとする。

- (1) 第一次選考により選考された者は、健康診断書(様式第6号)を提出しなければならない。
- (2) 第二次選考により選考された者は、納税証明書(市町村税)を提出しなければならない。
- (3) 研修生として決定された者は、誓約書(様式第7号)を提出しなければならない。

(研修報告)

第8条 研修生は、基礎研修にあつては毎日研修終了後にその日の研修について、農家研修及び実地研修にあつては毎月5日までにその前月分の研修について、研修日誌・報告書(様式第8号)を市長に提出することにより研修報告をしなければならない。

(研修費用の負担)

第9条 研修の費用は、研修生が負担する。ただし、基礎研修のうちの栽培の資材等に係る費用については、この限りでない。

(損害賠償等)

第10条 研修生は、研修期間中の故意又は過失が原因で、損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

(研修奨励金の交付)

第11条 市長は、研修生に対し、農家研修、実地研修の期間中、研修奨励金(以下「奨励金」という)を交付するものとする。

- 2 奨励金の額及び交付方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(農業機械の使用)

第12条 市長は、原則として研修生に対し、市所有の農業機械を貸し出すことができる。

- 2 農業機械の使用方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(研修の中止又は停止)

第13条 市長は、研修生が研修生としてふさわしくない行為をしたとき、又はやむ

を得ない事由が生じたときは、研修の実施を中止し、又は停止することができる。

(補則)

第14条 この要綱で定めるもののほか、千葉市新規就農希望者研修の実施及び就農に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

千葉市長 様

住 所

氏 名

新規就農希望者研修申込書

上記の研修を受講したいので、関係書類を添えて申込みます。

添付書類

履 歴 書 (様式第2号)

質 問 票 (様式第3号)

作 文 (様式第4号)

意 向 調 書 (様式第5号)

年	月	免許・資格

緊急連絡先

氏名	関係	同居・別居 の別	電話番号
		同居・別居	固定電話 携帯電話

質 問 票

住 所

氏 名

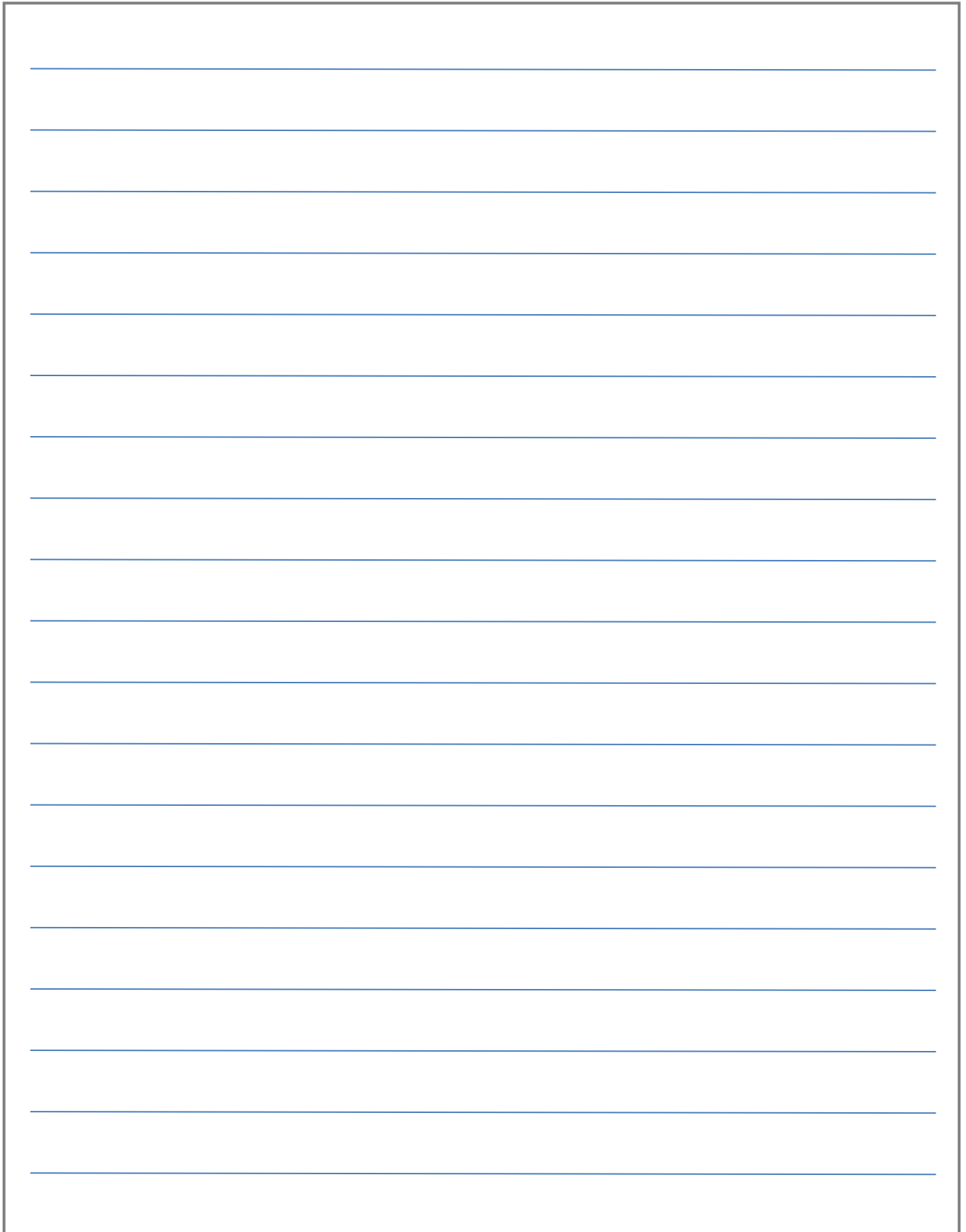
以下の質問について、該当するものに○。また、()にご記入ください。

- 1 新規就農について、どのような方法で知り得ましたか。
(1) 市政だより・市ホームページ
(2) 新聞
(3) その他 ()
- 2 農業体験や経験はどの程度でしょうか。
()
- 3 研修中の生活や就農に必要な資金はどのように計画していますか。
()
- 4 新規就農をすることに、家族は納得していますか。
はい
いいえ (理由)
- 5 新規就農するに当たり、家族からの協力は得られますか。
(1) 生活費 はい ・ いいえ
(2) 農業用資金 はい ・ いいえ
(3) 労力 はい ・ いいえ
- 6 農作業はかなり重労働ですが、体力に自信がありますか。
はい
いいえ (理由)
- 7 現在、病医院に通院していますか。
はい (週 回 ・ 月 回)
いいえ
- 8 今までに大病をしたことがありますか。
はい ()
いいえ

以上、ありがとうございました。

(様式第4号)

作文用紙 (新規就農の考え方を、概ね200文字以内でお書きください)

A large rectangular box with a thin black border, containing 20 horizontal blue lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the box, leaving a small margin from the top and bottom edges.

2 想定している販売方法

3 導入を考えている栽培施設や農業機械等

4 自己資金額（栽培施設建設費や農業機械購入等、生活費とは別に用意できる）

万円

5 その他

(様式第6号)

健康診断書

ふりがな			
氏名	年 月 日生 (歳)		
住所	電話		
身長	cm	胸囲	cm
体重	kg	X線検査 所見 年 月 日撮影	
視力	右 () 左 ()		
色覚			
聴力	右 左		
尿検査			
特記事項			

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所 (所在地)

医療機関名

医師名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

年 月 日

千葉市長 様

(研修生) 住 所 _____

氏 名 (自署) _____

生年月日 _____

私は、貴市において実施される「新規就農希望者研修」に当たり、研修に専念するとともに、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 研修期間中は、研修上の注意事項を遵守するとともに管理監督者の指示に従います。
- 2 研修の全課程（基礎・農家・実地研修）を修了後、直ちに市内で農業経営を開始します。
- 3 研修期間中に知り得た個人情報等については、一切漏洩いたしません。
- 4 研修期間中に故意又は過失が原因で損害を及ぼしたときは、直ちに弁償します。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる団体の構成員及び第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団及び暴力団員等と、社会的に非難されるような関係はありません。

(様式第8号)

研修日誌・報告書

研修日		年 月 日 ()	天気	晴 曇 雨 雪
研修内容	午前			
	午後			
研修生コメント	※ 特に必要な事項			
指導者コメント (受入農家)	※ 特に必要な事項			
	指導者		研修生	